

## 「防災基本計画専門調査会」資料

平成13年11月26日  
厚生労働省

## I. 現在重点的に推進している防災施策

## ■ 平成14年度予算要求関連事項

厚生労働省では、「災害時医療体制の確保」、「迅速な情報収集体制の確保」、「水道水の安定供給」及び「被災者の応急救助」を図るため、以下の各種の事業を推進している。

(単位:百万円)

事 項	平成14年度 概算要求額
○ 防災のための施設・設備の整備	
・緊急時給水拠点確保等事業経費	} 130,545 の内数
・ライフライン機能強化費(大容量送水管の布設等)	
・水道管路近代化推進事業費(老朽管の更新等)	
・災害拠点病院の整備	
・災害時医療情報体制の整備	1,353
・防災拠点国立病院の耐震強化整備	925
・健康危機管理情報システムの構築	82
・災害救助活動用通信指令車輛整備事業	32
○ 防災のための調査研究・研修等	
・災害医療従事者等研修経費	39
・災害救助調査研究・研修事業費	36
・日本赤十字社救護員養成事業	19
・健康危機管理保健所長研修	2
・「地域における健康危機管理のための手引き書」 検証評価事業	5
○ 被災者の応急救助等	
・災害救助対策事業費	38
・災害救助費負担金	200
・災害弔慰金等負担金	140
・災害援護貸付金	380
・こころの健康づくり対策事業	18

## II. 委員からの指摘事項

### 厚生労働省の調査研究結果と防災対策との連携について

阪神・淡路大震災での対応を教訓として、災害救助を適切かつ迅速に実施する上で必要な調査研究を行い、その成果を研修等を通じ関係者に広く情報提供していくため、以下を内容とする『災害救助調査研究・研修事業』を実施している。

#### ■ 事業内容(平成14年度要求額 36,421千円)

- 調査研究事業
  - ・災害事例の調査分析
  - ・災害対応の各種個別マニュアルの作成 等
- 情報収集・提供事業
  - ・災害救助関係研究論文、各種調査報告書の収集
  - ・災害関係情報のデータベース化 等
- 研修事業
  - ・都道府県災害救助担当職員等を対象とした実践的研修

#### ■ 研究結果

- これまでの調査研究の結果、
  - ・防災ボランティアコーディネートマニュアル
  - ・『こころのケア』の手引き
  - ・『災害救助図上シミュレーション訓練』実施マニュアル等を作成したところであり、災害救助関係機関の防災対策等に活用している。
- 地方自治体、日本赤十字社、医療機関における防災体制を調査し、その調査結果を関係機関における防災計画の作成等の参考として提供している。

#### ■ 国民への情報提供について

- 本事業における調査研究結果は、国民の災害救助に関する意識の啓発に資するため、今後、インターネット上のホームページ等を活用し、広く一般国民に対しても情報提供することを検討している。



## 事故災害の対応強化について

### ■ 事故災害発生時の医療体制

- 大規模な事故災害発生時には、国立病院東京災害医療センター等より速やかに初期災害医療班を派遣し、医療活動に従事するとともに初期情報の収集を行うこととしている。
- また、現地及び周辺の医療機関の救護班が行う医療活動に対し、搬送先の確保、関係省庁との調整等必要な支援を行うこととしている。

### ■ 事故災害に伴う労働災害への対応

- 重大な労働災害が発生した場合には、直ちに所轄の労働基準監督署において災害調査を実施している。また、爆発、火災、有機溶剤の大量漏洩等、特に重大な労働災害である場合には、所轄の都道府県労働局に対策本部を設置するなど、組織的な対応を図ることとしている。
- 労働災害の発生原因については、災害調査等により原因究明を行い、これを受けて必要な対策を講じることにより、災害の再発防止に努めている。

## 【 テロ対策の強化について 】

今般のアメリカにおける炭疽菌を用いた事件の発生等を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、以下の措置を推進。

### ■ 危険物等の管理強化

- 試験研究機関、医療機関等における病原性微生物、毒物劇物等の管理の強化を指示。

### ■ BCテロの予防・警戒

- 都道府県等に対し、感染症の発生動向調査の励行、異常な感染症が発生した際の速やかな国立感染症研究所への情報提供を指示。
- 保健所に対し、医療機関、水道・食品関係施設、毒劇物保管施設等に異常事態が生じたときや、野生動物等に異常が生じた場合等における迅速な連絡など、健康危機の早期発見と対応を指示。
- 炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いや炭疽菌の検査方法、感染症の症状や治療方法、住民・医療機関・保健所それぞれの具体的な対処方法などについて、都道府県のほか、厚生労働省ホームページも活用して広く国民や医療従事者に周知。
- 水道施設の警備の強化や水質管理の徹底、連絡体制の確立を都道府県等に指示するとともに、具体的なチェックポイントを示して注意喚起。
- 食品の品質管理の徹底や流通過程での病因物質混入の防止対策を都道府県等に要請。

### ■ BCテロ対応体制の強化

- 炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等に対する保健所の対応や地方衛生研究所での炭疽菌の検査方法、住民・医療機関・保健所それぞれの具体的な対処方法、専門的対応が可能な医療機関の情報、炭疽菌の消毒・除染方法等について、都道府県のほか、厚生労働省ホームページも活用して広く国民にも周知。また、検疫所に検査の支援を要請。
- 保健所長に対する健康危機管理(生物・化学テロ対策を含む)に関する研修を実施。地方衛生研究所職員に対する炭疽菌の検査法に関する講習会を実施



## ■ 医薬品の整備

- 生物・化学テロ発生に際して必要となる医薬品等の国内在庫を確認するとともに、製造・備蓄の体制を整備（炭疽の抗生物質は相当量の流通があることを確認した上で、実際の投与に備えた体制整備を緊急に推進。天然痘のワクチンは13年度補正予算に250万人分の再生産を行う経費を計上）
- 炭疽菌に有効と考えられる薬剤について、効能の追加が承認されるまでの間の健康保険制度上の取扱いについて都道府県等に通知。

## ■ 医療体制の整備

- 救急医療体制の点検、特に化学剤による災害等に備えて必要な資機材及び連絡体制の確認について、都道府県、医療機関等に指示。また、平成13年度補正予算において、救命救急センターへの除染設備・防護服の配備を拡大。
- 炭疽等の感染症の症状や治療方法、医療機関における具体的な対処方法、専門的対応が可能な医療機関の情報などについて、厚生労働省ホームページも活用して広く国民や医療従事者に周知。また、感染症の治療担当病院を対象にテロ対策等の研修を実施。

## 被災者の生活支援について

### ■ 災害救助法の現物支給の原則見直しについて

- 災害救助法は、災害発生直後の緊急時において、災害による混乱のため、食料、住居、医療等を自ら確保することが困難な被災者に対し、必要な物品や医療等を直接提供することにより、一時的、応急的な救助を行うことを目的としたものである。
- 災害発生直後は、一般的に、商店等は被災して開いておらず、たとえ現金があっても物を購入することは不可能であることから、被災者の所得の有無等、経済的な要件を課さずに現物をもって救助を行うことを基本としている。
- 災害発生後、しばらくして被災地において商店等が開設されるようになり、必要なものが購入できるような時期であれば、既に応急救助の状況は過ぎたものとみられ、災害救助法における救助は終了すべきものと考えられる。
- なお、復旧・生活支援のためであれば、各種貸付金・生活支援金により対応すべきものとする。



## IV. 主要な防災施策の概要（阪神・淡路大震災以降重点を置いて実施してきた防災施策とその成果）

### 災害予防

#### ■ 災害時医療体制の確保

災害時における医療を確保するため、

- ・災害時に多発する多発性外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療
- ・患者等の受入及び搬出を行う広域搬送への対応
- ・自己完結型の医療救護チームの派遣
- ・地域の医療機関への応急用資器材の貸し出し

等の機能を有した災害拠点病院を平成8年度より整備している。

基幹災害医療センター52病院  
地域災害医療センター479病院（重複5病院を含む）

#### ■ 迅速な情報収集体制の確保

初期救急医療体制を確立するため、災害拠点病院等の医療施設ごとに

- ・稼働状況
- ・医師・看護婦等スタッフの状況
- ・ライフラインの確保状況
- ・医薬品の備蓄状況

等の各種情報を速やかに収集し、関係者（都道府県、消防本部、医療機関等）に提供するための「広域災害・救急医療システム」の整備を図っているところである。

37都道府県に配備済み（平成13年10月現在）

## ■ 水道水の安定供給の確保

緊急時に対応するため、配水管路を利用した貯留施設整備、配水池等における緊急遮断弁整備を行う「給水拠点確保事業」を実施。

また、災害復旧事業の実施と併せて「ライフライン強化費」により基幹管路の耐震化、貯留機能を加えた大容量送水管のモデル整備を実施。

管路の耐震化の進捗状況 (上水道事業)	耐震管路延長／総延長(単位:km)		
	平成7年度	平成11年度	
・導水管(水源→浄水施設)	237/8,967 (2.6%)	356/9,311 (3.8%)	
・送水管(浄水施設→配水池)	869/16,308 (5.3%)	1,250/17,707 (7.1%)	
・配水管(配水池→需要者)	本管部	3,242/104,494 (3.1%)	3,891/103,613 (3.7%)
	支管部	5,765/497,767 (1.1%)	10,913/536,589 (2.0%)

## ■ 施設等の安全性の確保

地震対策緊急整備事業計画や地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、医療施設、社会福祉施設等の耐震化事業を実施。

### (1) 医療施設の耐震化関係事業

- 災害時における医療確保のため、地域の拠点となる災害拠点病院の補強に対する耐震化事業(補助率: 1/3)

〔 12年度実績・・・6件      13年度実績・・・6件 〕

- 平成7年に施行された地震防災特別措置法第2条に基づいて、都道府県知事が作成した五箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設に対する耐震化事業(補助率: 1/3)

- 築後概ね25年以上経過した病院の建て替えについて、一定の条件のもと補助をする医療施設の近代化施設整備事業(補助率: 1/3)

〔 12年度実績・・・238件      13年度実績・・・174件 〕



- 社会福祉・医療事業団の融資において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条第3項に基づき、所管行政庁(都道府県等)から耐震改修の認定を受けた事業者についての低利融資

- ・貸付利率 1.5%(平成13年11月2日現在)
- ・限度額 7億2千万円

## (2) 社会福祉施設の耐震化関係事業

- 老朽民間社会福祉施設の改築整備の促進

社会福祉法人が設置する施設で、老朽化が著しく入所者の防災対策上、万全を期しがたいものについて、入所者の安全性を確保するため、国庫補助に当たって優先的に採択するとともに、社会福祉法人が整備にかかる費用を社会福祉・医療事業団から借り入れた場合、無利子融資等の措置を講じている。(補助率：1/2)

〔 12年度実績・・・260件 13年度実績・・・198件 〕

- 耐震化のための補強改修

社会福祉施設の「大規模修繕等整備」において、耐震化の促進を図るため、地震防災対策上必要な補強改修工事を対象としている。(補助率：1/2)

## 災害復旧等

### ■ 被災した各施設の復旧

水道施設、医療施設・社会福祉施設等に係る復旧事業を実施。

### ■ 災害被災者への心のケア

災害時に生じる心的外傷後ストレス障害(PTSD)等への対応を図るため、平成8年度より、医師、看護婦等に対して、「こころのケアに関する研修」を実施。また、平成13年度より「PTSD専門研修事業」とし、研修項目・期間の充実を図った。

〔 平成13年度までの受講者 約 2000名 〕